

資料 5

「公立大学法人奈良県立医科大学役員に対する  
報酬等の支給基準の変更について」

# 給与改定等の概要

## I 役員報酬改定関係

### 期末手当の改定

#### ①令和5年度分

3月支給月数を下記のとおり決定

ア 奈良県特別職給与改定連動分(人勸分)+0.1月→実施

イ 3月支給予定の0.1月分→▲0.05月(計0.05月)で実施

→合計 +0.15月

令和5年度支給予定月数			
6月	12月		計
	12月支給	3月支給	
1.65	1.55	0.1	3.30

→

令和5年度確定支給月数			
6月	12月		計
	12月支給	3月支給	
1.65	1.55	0.15	3.35

#### ②令和6年度分(令和6年4月1日施行)

令和6年度支給予定月数			
6月	12月		計
	12月支給	3月支給	
1.625	1.625	0.15	3.40

\*注 3月支給の支給率は、年間支給率を  
3.40月とした場合のもの